

パーキングエリアエレベータ改修工事（２８－港・湾）随意契約理由書

本工事は、朝潮橋ＰＡ・泉大津ＰＡ（陸側）に設置されているエレベータの改修を行うものである。

本工事においては、既存のエレベータの主たる構成品（レール・かご・扉等）を流用し改修を行うことから、既存のエレベータの構造や制御システムを熟知し改修の設計検討が可能なこと、既設を流用できる機器を製作可能なことが契約相手方に求められる要件となる。

日本オーチス・エレベータ株式会社は本工事対象箇所に設置されているエレベータを製作・施工した業者であり、既存設備を熟知し改修設計が可能で既設を流用した機器を製作可能である要件を満足する唯一の者であると認められる。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第２条第２号の規定により随意契約とするものである。

以　　上